一六	三、九一七トン
一七	九九、五七五トン
一八	一一、五六〇トン
一九	九一六トン
二〇	三四三トン
二一	一九、五八二トン
二二	三四〇トン
二三	四、八二一トン
二四	五〇トン
二五	〇トン
二六	四、一四四トン
二七	一二、〇五一トン
二八	七トン
二九	二六〇トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、〇七〇、七二八トン
一四	八四一、六九四トン

○財務省告示第二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万千四百十一トン

二　冷凍牛肉　二十二万九千二十七トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万百五トン

二　冷凍牛肉　八万七千五百九十七トン

○財務省告示第二十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十五万四千五百九十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十五万四千六百二十一トン

○財務省告示第二十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万二千九百九十八トン

二　冷凍牛肉　十三万六千六百八トン

○財務省告示第三十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六第一五項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年二月一日

○厚生労働省告示第十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月一日から適用する。

平成二十八年一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二に次の一号を加える。

六十三　ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像に基づく前立腺針生検法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

前立腺がんが疑われるもの（超音波により病変の確認が困難なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

②　泌尿器科専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　泌尿器科を標榜（ひょうぼう）していること。

②　実施診療科において、泌尿器科専門医の医師が配置されていること。

③　放射線科専門医が配置されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　1．5テスラ以上の機器によるＭＲＩ撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

⑧　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

第三に次の二号を加える。

六十九　^{131}Ｉ－ＭＩＢＧを用いた内照射療法　難治性褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）

七十　ＦＯＬＦＩＲＩＮＯＸ療法　胆道がん（切除が不能と判断されたもの又は術後に再発したものに限る。）

○厚生労働省告示第十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月一日から適用する。

平成二十八年一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表一の60の項中「効能又は効果」の下に「（平成27年12月17日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）」を加える。

○厚生労働省告示第十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十条の二の規定に基づき、結核医療の基準（平成二十一年厚生労働省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久